

論文の概要及び審査結果の要旨

氏名	磯田宏子
学位の種類	博士（教育学）
学位記番号	第5号
学位授与の要件	大阪総合保育大学学位規程第12条
学位授与の日付	平成28年3月13日
学位論文題目	養護教諭による小学校における喫煙予防教育プログラム 開発の検討
論文審査委員	主査 小椋たみ子（大阪総合保育大学教授・博士(文学)） 副査 山崎高哉（大阪総合保育大学教授・博士(教育学)） 副査 守屋國光（プール学院大学教授・博士（学術））

〔1〕 論文の概要

我が国の喫煙率は、年々低下しており、平成27年5月のJTの全国調査によれば、全国成年男女に占める喫煙者の割合は男性31.0%、女性9.6%、男女計39.9%で、人々の健康への関心は高まっている。論者は、子どもが「最初の一本に手を出さない」ために学校現場で有効な支援を行い、地域社会と学校現場が連携し、煙のない社会を構築する必要性を、本論文を通して主張している。学校教育の中で、子どもが自分の健康は自分で守る意識を形成するために、論者自身が小学生への喫煙予防教育プログラムを作成し、この喫煙予防教育を学校健康推進者である養護教諭が実施することを本論文で提案している。さらに、実際に開発したプログラムの授業を行い、量的、質的データから小学校何年から喫煙予防教育を実施するのが妥当かについて検討した意欲的な論文である。

論文は8章から構成されている。

第1章「喫煙の歴史的背景」において、論者は、人類とタバコについての歴史的流れを確認し、日本における喫煙の歴史を辿っている。江戸時代に貝原益軒が著した『養生訓』に依拠しながら、江戸時代にタバコがどれくらい人々に流行っていたのかを明らかにし、さらに明治・大正期については、その取り組みを年表で表示した。

第2章「喫煙をめぐる近年の社会的動向」においては、能動喫煙の疾病・有病率の経年変化が明らかにされる。喫煙者の3大死因は肺がん、慢性閉塞性肺疾患、虚血性心疾患である。またタバコの煙は受動喫煙のほうが能動喫煙より身体に与える害が大きいと言われているが、論者は、その受動喫煙の身体への影響について明らかにした。すなわち、受動喫煙が原因で肺がん、乳がん、副鼻腔がんなどの悪性新生物を初め、気管支喘息、慢性閉塞性肺疾患などの発症が高くなる。さらに、この章で、昭和20年から現在に至る薬物乱用の法的規制

と歴史についても紹介されている。

第3章「喫煙予防教育の必要性」においては、古典的な喫煙防止対策と禁煙行動変容理論の概観を通して、禁煙についての歴史的流れが紹介され、喫煙予防教育プログラム開発に関する研究の動向ならびに日本における喫煙予防教育のこれまでの取り組みが明らかにされている。

論者は、日本では欧米に比べて評価方法や研究実践の積み重ねが十分でないことを指摘し、以下、4点の喫煙予防プログラム開発研究の課題を明確にした。

(1) 教育現場において実践可能でかつ適切な評価方法の検討とその標準化

(2) 適切な対照群の設定および長期効果を評価する研究

(3) 日本の文化社会的背景を踏まえて、学校のニーズにあった欧米で開発された有効なプログラムの日本への適用のための研究

(4) 10代の常習喫煙者のための断煙プログラムの開発研究

である。

第4章「養護教諭が担う喫煙予防教育の役割」において、論者は、学校教育における養護教諭の歴史についてまとめ、養護教諭の職務内容を関係法令ならびに先行研究を参照しながら整理している。文部科学省は平成9年の保健体育審議会答申に基づいて養護教諭の職務内容について次のような指針を示した。① 学校保健情報の把握に関すること、② 保健指導に関すること <個人指導> <集団指導>、③ 救急処置及び救急体制に関すること、④ 健康診断・健康相談・相談活動に関すること、⑤ 学校環境衛生の実施に関すること、⑥ 学校保健に関する各種計画及び組織活動の企画、運営への参画及び一般教員が行う保健活動への協力に関すること、⑦ 伝染病の予防に関すること、⑧ 保健室運営に関すること、⑨ その他必要な事項となっている。

論者は、学校教育の中では養護教諭が中心となり健康教育を進めており、子どもたちをタバコの煙から守るために、養護教諭の新たな役割として喫煙予防教育を位置づけた。さらに、平成21年4月1日から学校保健安全法が施行され、第9条「養護教諭その他の職員は、相互に連携して、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があるときは、遅滞なく、児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じその保護者に対して必要な助言を行うものとする。」とされ、法的に養護教諭の専門性が明記され、その専門性を発揮できるようにますます活躍の場が広がってきていることも指摘している。

さらに、論者が行った養護教諭志望学生へのタバコの構造、受動喫煙について、タバコの煙と有害物質について、身体への影響、未成年者のニコチン依存、未成年者喫煙禁止法、健康増進法についての喫煙予防教育の実際を紹介した。

第5章「喫煙予防に関する実態調査」では、養護教諭を志す学生に平成24年に実施した調査と現職の養護教諭に対して平成26年に実施した調査結果二つを報告している。

養護教諭志望の1年次生36名の調査結果では2名が喫煙者であった。また、13名(37.1%)がまわりに喫煙者がいると回答した。90%以上の学生(喫煙者2名も含めて)が中学、高校

で喫煙予防教育を受けていた。大学での喫煙予防教育の必要性については、15名(42%)が必要性を認識していたが、19名(53%)は特にその必要はないと考えていた。しかし、32名(89%)は養護教諭になった場合、喫煙予防教育を実践したいと回答した。

また、近畿圏内の現場の養護教諭に対しては、現任校の実態(学校の校種別、禁煙教育の有無、敷地内全面禁煙の有無、生徒の喫煙状況等)、養護教諭自身の喫煙予防教育についての考え方や自身の喫煙の有無についての質問紙郵送調査を行った。200名に配布し、114名の回答を得た(回収率57%)。校種別の内訳は幼稚園17名、小学校55名、中学校26名、高等学校9名、その他7名で全員女性の養護教諭であった。敷地内全面禁止は86%、指定喫煙場所あり9.6%、敷地内全面禁止を検討中0.9%であった。自身の喫煙については、現在喫煙者は1名(0.9%)、喫煙経験者は7名(6.2%)であった。喫煙予防教育は小学校で67.3%、中学校で69.2%実施されていた。また、中学校になると38.5%の学校で喫煙行動を見かけたことがあるとの報告がなされていた。喫煙についての子どもからの相談は、小学校で9.1%、中学校42.3%、高等学校22.2%であった。喫煙予防教育の推進者は学校種別を混みにすると、養護教諭44.7%、養護教諭以外9.6%、わからない41.2%、未回答4.4%であった。わからないの回答には担任等の連携の重要性を回答したものも多くいた。養護教諭の職務にとって喫煙予防教育は重要と考えるかについては、全校種こみで93.9%が重要であると回答した。

以上の養護教諭への調査結果や論者の定時制高校での養護教諭としての経験から、論者は養護教諭が誰でも効果的に行える喫煙予防教育プログラムの開発と人生早期からの喫煙予防教育の推進の必要性を強く主張している。

第6章「喫煙予防教育のためのプログラム開発」では小学校、中学校、高等学校の保健・体育の学習指導要領から学校教育における喫煙予防教育の位置づけが検討された。小学校の保健・体育では5・6年用の保健で「喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は健康を損なう原因となること」とされ、小学校6年で指導することが示されている。一方、論者はより早期に小学生に喫煙予防教育を開始することが必要と考え、いつから開始するのが効果的かについて発達心理学観点からの文献に基づき検討した。清水(2010)が時間的概念は小学校4年生より可能になること、ピアジェによれば具体的操作期の10歳ぐらいから保存概念が成立し、可逆操作ができるようになること、守屋(2005)が時間的概念の未来については小学校4年から獲得できるとしていることを論拠として、喫煙予防教育を小学校4年生から開始することを計画した。

第7章「喫煙予防教育のためのプログラムの作成と指導実践」では、岡田ら(1998)の「看護学生に対する喫煙に関する教育プログラムの検討」を参考として小学生向け用のプログラムを開発した。大阪府下の小学校の協力を得て、小学校4年生(118名)、5年生(104名)、6年生(69名)に論者(養護教諭経験者)が授業を実施し、喫煙予防教育の開始時期の検討を行った。喫煙予防教育のプログラム内容は健康の定義、タバコについて、補助教材(ニコチン入り哺乳瓶など)を使用してのタバコの害、クイズ形式での副流煙の到達距離などについてである。授業終了後、授業の理解度(タバコの身体・健康への影響について勉強

してみてもどれくらいわかったか)、タバコの身体・健康への影響について聞いたことがあるか、友人とタバコについて話したことがあるか、家族とタバコについて話したことがあるかについての意識調査を行った。得点と頻度を算出して、学年と男女差について統計的検定を行った。理解度では小学校4年生は6年生より有意に理解度が低く、男児は女児より理解度が低い傾向があった。頻度の分析では「よくわかった」が小学校4年生では68.9%であったが、小学校5年生では87.3%で、5年生で増加していた。タバコの影響を聞いたことがあるかについては得点の分析では小学校4年生と5年、4年と6年の間に有意な差があり、4年生は他の学年よりも影響について聞いたことがないとの結果であった。「友人とタバコについて話したことがあるか」は学年では有意な差はなかった。「家族と話したことがあるか」は小学校4年生が5年生、6年生より低く、4年生が家族と他の学年よりも有意に多く話すという結果であった。

また、授業についての自由記述の感想の分析をキーワード別に感覚的(臭い、煙たい、いやなものである、こわい)、身体的(健康に悪い、ガンになる、喫煙している親に止めてほしい、煙が8m広がる)、推論的(何故販売しているのか、販売をやめてほしい)に分類してキーワードの頻度を算出した。4年生のキーワードの頻度は他の学年に比べ少なかった。各学年共通している言葉は、タバコ、8メートル、タール、外国のタバコ、日本のタバコ、吸わないであった。2学年に共通していたのは、健康増進法、ブレスローの七つの健康習慣、ニコチンであった。小学校4年生は視覚的、感覚的な感想が多く、学年の上昇とともに、物事の善悪の判断、事象に対する批判的な考えができるようになっていた。

小学校5年生に対して、喫煙予防教育実施前と実施後にタバコの煙を迷惑と思うか、タバコは害があると思うか、自分が将来喫煙する可能性があると思うかについての事前、事後の意識の比較を行った結果、迷惑と思う、害があると思うかの得点の実施後に有意に上昇していた。授業直後の調査なのでどれだけ継続性があるかは今後検討する必要があるが、喫煙予防教育を実施することは児童のタバコについての意識を変化させる効果があることが明らかになった。

第8章「今後の喫煙予防教育の望ましいあり方について」において、論者は、喫煙予防の意識向上にむけ、一人一人を尊重する心を育てる教育風土の形成が重要であることを守屋(2015)の「教育は最適な教育環境だけでなく、健全で豊饒な教育風土を必要としているとして、その教育にふさわしい教育風土を醸成していかなければならない」を引用して述べている。

今後の課題として、家庭と学校と社会が連携して子どもの環境を改善する方策が必要であると、その具体的な方法として、講演会、研修会の開催、地域行政との連携を挙げている。また、近い将来、母親になる年代の女性に対しての喫煙についての調査と受動喫煙の影響についての認識を深める予防教育を保健所と連携して進めていくことを課題として挙げている。

[2] 審査結果の要旨

論者の30年にわたる養護教諭の経験から小学生への喫煙予防教育の必要性を提案し、その開始時期の検討のために小学校4年生、5年生、6年生に論者が開発したプログラムを実施し、喫煙予防教育の開始時期は小学校5年生からが適切であることを発達心理学的観点と授業実践、タバコの身体への影響についての理解度や教育実施前と実施後のタバコの害や他者への迷惑についての調査データの統計的分析により明らかにしたことはきわめて高く評価できる。小学校学習指導要領では6年生の保健で「喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、健康を損なう原因となること」を学ぶことが位置付けられているが、本研究において5年生からの実施が有効であることを明らかにした。これは新たな知見として、今後、関連学会で報告するに値する本研究の成果である。また、論者が開発した小学生にもわかりやすい健康教育、クイズ形式での授業や視覚教材を用いた授業方法は、今後、現場で活用できる有効な方法である。このように論者独自のプログラムの開発、実践、そのエビデンスに基づいた喫煙予防教育の有効な開始時期を明確にしたことは高く評価できる。

本研究の問題点として、各章が相互に有機的な連関をもち構成されていない点や十分に論じられていない章があることが挙げられる。喫煙予防プログラムの効果については、プログラムを経験していない統制群をもうけていないこと、事前、事後の効果判定の期間や理解度の調査内容などの研究デザインの不十分さがあることは否めない。また、公開審査において、論者の文献の理解に問題がある箇所の指摘や専門用語についていくつかの質問があった。また、統計の説明に「人」と「名」が混用されており、統一を図るよう指摘があった。さらに、喫煙予防教育だけでなく覚醒剤を含めたプログラムを構築していくことが必要ではないかとの意見も出された。

以上のように、論文としてより深める点は多々あるが、10年あまりにわたる論者の喫煙予防教育の研究の成果と今後の課題をまとめたこと、論者が小学生への独創的な喫煙予防教育プログラムを開発し、実際に小学校の協力を得て、授業研究を行い、生徒の喫煙の意識についての量的、質的な実証データにより小学校5年生からの実施が適切であることを明らかにしたことは高く評価できる。また、養護教諭の職務内容について整理した点、現職養護教諭の喫煙予防教育についての実態調査や意識調査、喫煙予防教育の実施者として養護教諭を新たに位置づけたことは養護教諭経験者であり、かつ現在、養護教諭養成に携わる論者だからこそ可能であったことである。今後、益々必要かつ重要になる研究領域であり、今後の発展が期待できる論文である。

以上の審査結果より、本論文は、博士（教育学）の授与にふさわしいと論文審査委員全員一致で判断した。